

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																								
第2章第2節 旧<P33>	第3 通信手段の多様化【 <u>広報情報課</u> ／総務課】 (略)	第3 通信手段の多様化【 <u>企画政策課</u> ／総務課】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正																								
第2章第8節 旧<P41> 旧<P42>	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 第1 情報項目の整理【 <u>広報情報課</u> ／総務課】 (略) 第2 (略) 第3 (略) (略) 第4 (略) 第5 多様なメディアの活用体制の整備【 <u>広報情報課</u> ／総務課】 (略)	第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 第1 情報項目の整理【 <u>企画政策課</u> ／総務課】 (略) 第2 (略) 第3 (略) (略) 第4 (略) 第5 多様なメディアの活用体制の整備【 <u>企画政策課</u> ／総務課】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正																								
第3章第1節 旧<P45>	第1節 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保 【 <u>広報情報課</u> ／総務課／消防本部】 (略)	第1節 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保 【 <u>企画政策課</u> ／総務課／消防本部】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正																								
第3章第2節 旧<P46>	第2節 活動体制の確立 第1 市の活動体制【各課】 1 災害対策本部等の設置基準及び動員体制 市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 35%;">配 備 基 準</th> <th style="width: 50%;">職 員 配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (警戒体制)</td> <td>① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会合同情報連絡室が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総務課長 総務課職員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">} 最低4名体制</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>企画政策課 健康センター 総合病院</td> <td style="text-align: center;">} 最低1名体制</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	配 備 基 準	職 員 配 備 体 制	第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会合同情報連絡室が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総務課長 総務課職員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">} 最低4名体制</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>企画政策課 健康センター 総合病院</td> <td style="text-align: center;">} 最低1名体制</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	総務課長 総務課職員	} 最低4名体制		企画政策課 健康センター 総合病院	} 最低1名体制		第2節 活動体制の確立 第1 市の活動体制【各課】 1 災害対策本部等の設置基準及び動員体制 市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 35%;">配 備 基 準</th> <th style="width: 50%;">職 員 配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (警戒体制)</td> <td>① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会合同情報連絡室が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総務課長 総務課職員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">} 最低4名体制</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>企画政策課 健康センター 総合病院</td> <td style="text-align: center;">} 最低1名体制</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	配 備 基 準	職 員 配 備 体 制	第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会合同情報連絡室が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総務課長 総務課職員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">} 最低4名体制</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>企画政策課 健康センター 総合病院</td> <td style="text-align: center;">} 最低1名体制</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	総務課長 総務課職員	} 最低4名体制		企画政策課 健康センター 総合病院	} 最低1名体制		令和6年度 組織再編に 伴う修正
種 別	配 備 基 準	職 員 配 備 体 制																									
第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会合同情報連絡室が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総務課長 総務課職員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">} 最低4名体制</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>企画政策課 健康センター 総合病院</td> <td style="text-align: center;">} 最低1名体制</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	総務課長 総務課職員	} 最低4名体制		企画政策課 健康センター 総合病院	} 最低1名体制																				
総務課長 総務課職員	} 最低4名体制																										
企画政策課 健康センター 総合病院	} 最低1名体制																										
種 別	配 備 基 準	職 員 配 備 体 制																									
第1非常配備 (警戒体制)	① 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき ② 石川県において、大津波警報が発令されたとき ③ 原子力規制委員会合同情報連絡室が設置されたとき(緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合) ④ 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総務課長 総務課職員</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">} 最低4名体制</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>企画政策課 健康センター 総合病院</td> <td style="text-align: center;">} 最低1名体制</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 必要に応じ関係各部局へ連絡 特に関係のある部課の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	総務課長 総務課職員	} 最低4名体制		企画政策課 健康センター 総合病院	} 最低1名体制																				
総務課長 総務課職員	} 最低4名体制																										
企画政策課 健康センター 総合病院	} 最低1名体制																										

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																				
	<p>第2非常配備 (災害対策本部)</p> <p>① 施設敷地緊急事態発生の通報・連絡を受けたとき</p> <p>② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき</p> <p>③ その他市長が必要と認めたととき</p> <p>災害対策本部の設置</p> <p>市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 広報情報課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 総合病院</p> <p>各課等 2名 以上</p> <p>※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。</p> <p>第3非常配備 (災害対策本部)</p> <p>① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</p> <p>② その他市長が必要と認めたととき</p> <p>災害対策本部の設置</p> <p>◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。</p>	<p>第2非常配備 (災害対策本部)</p> <p>① 施設敷地緊急事態発生の通報・連絡を受けたとき</p> <p>② 県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態発生に該当する放射線量を観測したとき</p> <p>③ その他市長が必要と認めたととき</p> <p>災害対策本部の設置</p> <p>市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課 財政課 税務課 社会福祉課 高齢介護課 地域包括支援センター 健康センター 市民課 市民生活課 商工観光課 農業振興課 農地林務課 土木課 都市整備課 上下水道課 市民福祉課 会計課 教育総務課 こども課 生涯学習・スポーツ課 監査事務局・議会事務局 消防署 総合病院</p> <p>各課等 2名 以上</p> <p>※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。</p> <p>第3非常配備 (災害対策本部)</p> <p>① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</p> <p>② その他市長が必要と認めたととき</p> <p>災害対策本部の設置</p> <p>◎全職員 ※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。</p>																					
<p>第3章第2節</p> <p>旧<P47> 旧<P48> 旧<P49> 旧<P50></p>	<p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 第1非常配備（警戒体制）</p> <p>市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県及び防災関係機関との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、第2非常配備体制に移行できる第1非常配備体制をとるとともに、市の防災関係機関にその旨を連絡する。</p> <p>○ 分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="308 1449 1495 1879"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報情報課</td> <td>・ 広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>・ 県、防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 事故状況の把握に関すること。 ・ 警戒体制（原子力災害医療体制等）の総合調整に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康センター</td> <td>・ 健康被害の予防に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総合病院</td> <td>・ 原子力災害医療体制の準備に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	広報情報課	・ 広報活動に関すること。	総務課	・ 県、防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 事故状況の把握に関すること。 ・ 警戒体制（原子力災害医療体制等）の総合調整に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。	健康センター	・ 健康被害の予防に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。	総合病院	・ 原子力災害医療体制の準備に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。	<p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 第1非常配備（警戒体制）</p> <p>市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県及び防災関係機関との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、第2非常配備体制に移行できる第1非常配備体制をとるとともに、市の防災関係機関にその旨を連絡する。</p> <p>○ 分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1495 1449 2683 1879"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画政策課</td> <td>・ 広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>・ 県、防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 事故状況の把握に関すること。 ・ 警戒体制（原子力災害医療体制等）の総合調整に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康センター</td> <td>・ 健康被害の予防に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総合病院</td> <td>・ 原子力災害医療体制の準備に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	課名	分掌事務	企画政策課	・ 広報活動に関すること。	総務課	・ 県、防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 事故状況の把握に関すること。 ・ 警戒体制（原子力災害医療体制等）の総合調整に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。	健康センター	・ 健康被害の予防に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。	総合病院	・ 原子力災害医療体制の準備に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。	
課名	分掌事務																						
広報情報課	・ 広報活動に関すること。																						
総務課	・ 県、防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 事故状況の把握に関すること。 ・ 警戒体制（原子力災害医療体制等）の総合調整に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。																						
健康センター	・ 健康被害の予防に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。																						
総合病院	・ 原子力災害医療体制の準備に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。																						
課名	分掌事務																						
企画政策課	・ 広報活動に関すること。																						
総務課	・ 県、防災関係機関との連絡に関すること。 ・ 事故状況の把握に関すること。 ・ 警戒体制（原子力災害医療体制等）の総合調整に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。																						
健康センター	・ 健康被害の予防に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。																						
総合病院	・ 原子力災害医療体制の準備に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤に関すること。																						

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																																									
	<p>(2) 第2非常配備（災害対策本部）</p> <p>ア 第2非常配備</p> <p>市は、施設敷地緊急事態発生の場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、第2非常配備体制をとる。</p> <p>○ 災害対策本部各部の編成分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="314 478 1489 1829"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 478 510 583">部名 部長 担当職</th> <th data-bbox="510 478 795 583">班名 ◎班長担当職 所属班員</th> <th data-bbox="795 478 1489 583">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 583 510 737">各部共通事項</td> <td data-bbox="510 583 795 737"></td> <td data-bbox="795 583 1489 737"> 1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 737 510 831">企画総務部 企画総務部長</td> <td data-bbox="510 737 795 831"> 企画政策班 ◎企画政策課長 企画政策課職員 </td> <td data-bbox="795 737 1489 831"> 1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 831 510 957"></td> <td data-bbox="510 831 795 957"> 広報情報班 ◎広報情報課長 広報情報課職員 </td> <td data-bbox="795 831 1489 957"> 1 広報及び広聴に関する事 2 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事 3 災害時における通信の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 957 510 1293"></td> <td data-bbox="510 957 795 1293"> 総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員 </td> <td data-bbox="795 957 1489 1293"> 1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 9 緊急輸送の確保に関する事 10 その他各部に属しない事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1293 510 1388"></td> <td data-bbox="510 1293 795 1388"> 財政班 ◎財政課長 財政課職員 </td> <td data-bbox="795 1293 1489 1388"> 1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車（乗用）の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1388 510 1482"></td> <td data-bbox="510 1388 795 1482"> 税務班 ◎税務課長 税務課職員 </td> <td data-bbox="795 1388 1489 1482"> 1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1482 510 1577"></td> <td data-bbox="510 1482 795 1577"> 会計班 ◎会計課長 会計課職員 </td> <td data-bbox="795 1482 1489 1577"> 1 義援金の出納及び保管に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1577 510 1734"></td> <td data-bbox="510 1577 795 1734"> 応急物資支援班 ◎税務課長 税務課職員 </td> <td data-bbox="795 1577 1489 1734"> 1 義援物品の出納及び保管に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1734 510 1829"></td> <td data-bbox="510 1734 795 1829"> 庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員 </td> <td data-bbox="795 1734 1489 1829"> 1 被災者の総合相談に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務	各部共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事	企画総務部 企画総務部長	企画政策班 ◎企画政策課長 企画政策課職員	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事		広報情報班 ◎広報情報課長 広報情報課職員	1 広報及び広聴に関する事 2 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事 3 災害時における通信の確保に関する事		総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 9 緊急輸送の確保に関する事 10 その他各部に属しない事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車（乗用）の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事		税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事		会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事		応急物資支援班 ◎税務課長 税務課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事		庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 被災者の総合相談に関する事	<p>(2) 第2非常配備（災害対策本部）</p> <p>ア 第2非常配備</p> <p>市は、施設敷地緊急事態発生の場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、第2非常配備体制をとる。</p> <p>○ 災害対策本部各部の編成分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1501 478 2677 1829"> <thead> <tr> <th data-bbox="1501 478 1697 583">部名 部長 担当職</th> <th data-bbox="1697 478 1982 583">班名 ◎班長担当職 所属班員</th> <th data-bbox="1982 478 2677 583">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1501 583 1697 737">各部共通事項</td> <td data-bbox="1697 583 1982 737"></td> <td data-bbox="1982 583 2677 737"> 1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 737 1697 957">企画総務部 企画総務部長</td> <td data-bbox="1697 737 1982 957"> 企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員 (削除) </td> <td data-bbox="1982 737 2677 957"> 1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 3 広報及び広聴に関する事 4 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事 5 災害時における通信の確保に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 957 1697 1293"></td> <td data-bbox="1697 957 1982 1293"> 総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員 </td> <td data-bbox="1982 957 2677 1293"> 1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 9 緊急輸送の確保に関する事 10 その他各部に属しない事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1293 1697 1388"></td> <td data-bbox="1697 1293 1982 1388"> 財政班 ◎財政課長 財政課職員 </td> <td data-bbox="1982 1293 2677 1388"> 1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車（乗用）の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1388 1697 1482"></td> <td data-bbox="1697 1388 1982 1482"> 税務班 ◎税務課長 税務課職員 </td> <td data-bbox="1982 1388 2677 1482"> 1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1482 1697 1577"></td> <td data-bbox="1697 1482 1982 1577"> 会計班 ◎会計課長 会計課職員 </td> <td data-bbox="1982 1482 2677 1577"> 1 義援金の出納及び保管に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1577 1697 1734"></td> <td data-bbox="1697 1577 1982 1734"> 応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員 </td> <td data-bbox="1982 1577 2677 1734"> 1 義援物品の出納及び保管に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 1734 1697 1829"></td> <td data-bbox="1697 1734 1982 1829"> 庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員 </td> <td data-bbox="1982 1734 2677 1829"> 1 被災者の総合相談に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務	各部共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事	企画総務部 企画総務部長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員 (削除)	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 3 広報及び広聴に関する事 4 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事 5 災害時における通信の確保に関する事		総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 9 緊急輸送の確保に関する事 10 その他各部に属しない事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車（乗用）の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事		税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事		会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事		応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事		庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 被災者の総合相談に関する事	
部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務																																																										
各部共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事																																																										
企画総務部 企画総務部長	企画政策班 ◎企画政策課長 企画政策課職員	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事																																																										
	広報情報班 ◎広報情報課長 広報情報課職員	1 広報及び広聴に関する事 2 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事 3 災害時における通信の確保に関する事																																																										
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 9 緊急輸送の確保に関する事 10 その他各部に属しない事																																																										
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車（乗用）の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事																																																										
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事																																																										
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事																																																										
	応急物資支援班 ◎税務課長 税務課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事																																																										
	庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 被災者の総合相談に関する事																																																										
部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務																																																										
各部共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事																																																										
企画総務部 企画総務部長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員 (削除)	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 2 自治会・町内会の連絡調整及び支援に関する事 3 広報及び広聴に関する事 4 報道機関を通じた住民への情報提供に関する事 5 災害時における通信の確保に関する事																																																										
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置、運営に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 9 緊急輸送の確保に関する事 10 その他各部に属しない事																																																										
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 市有自動車（乗用）の配備に関する事 3 人員、物資の輸送に関する事																																																										
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 被災者の救出、救助に関する事 2 各部、各班の応援に関する事																																																										
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 義援金の出納及び保管に関する事																																																										
	応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員	1 義援物品の出納及び保管に関する事																																																										
	庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 被災者の総合相談に関する事																																																										

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力災害編）

修正箇所・<頁>	旧		新		備考
福祉市民部 福祉市民部長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 要配慮者に係るとりまとめに関する事 3 被災高齢者の援護に関する事 4 高齢者福祉施設等の原子力災害対策に関する事 5 被災障がい者の援護に関する事 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事 7 災害時におけるボランティア活動に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	福祉市民部 福祉市民部長 災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 高齢介護課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 災害救助活動の総括に関する事 2 要配慮者に係るとりまとめに関する事 3 被災高齢者の援護に関する事 4 高齢者福祉施設等の原子力災害対策に関する事 5 被災障がい者の援護に関する事 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事 7 災害時におけるボランティア活動に関する事 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員	1 被災者の健康管理に関する事 2 避難退域時検査体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事	保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員	1 被災者の健康管理に関する事 2 避難退域時検査体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事	
	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 被災者の総合相談に関する事	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 被災者の総合相談に関する事	
	市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 生活環境対策の総括に関する事 2 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 3 放射性物質の付着した廃棄物（廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。）の処分に関する事 4 避難退域時検査体制に関する事 5 飲食物の摂取制限の指示に関する事	市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 生活環境対策の総括に関する事 2 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 3 放射性物質の付着した廃棄物（廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。）の処分に関する事 4 避難退域時検査体制に関する事 5 飲食物の摂取制限の指示に関する事	
商工農林部 商工農林部長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事 2 商工業製品等の風評被害対策に関する事 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	商工農林部 商工農林部長 商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事 2 商工業製品等の風評被害対策に関する事 3 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	農林班 ◎農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農林水産物の出荷制限等に関する事 4 農林水産物の風評被害対策に関する事 5 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 6 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 7 家畜の避難・処分等に関する事 8 農地、森林等の放射性物質における汚染対策（除染）に関する事 9 災害時の応急食料（農産物）の調達についての協力に関する事 10 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事	農林班 ◎農業振興課長 農地林務課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農林水産物の出荷制限等に関する事 4 農林水産物の風評被害対策に関する事 5 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 6 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 7 家畜の避難・処分等に関する事 8 農地、森林等の放射性物質における汚染対策（除染）に関する事 9 災害時の応急食料（農産物）の調達についての協力に関する事 10 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事	
建設水道部 建設水道部長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関する事 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	建設水道部 建設水道部長 土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関する事 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 避難所の開設及び運営に関する事	
	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 上水の汚染対策に関する事	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 上水の汚染対策に関する事	

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力災害編）

修正箇所・<頁>	旧		新		備考		
	文教部 教育長 (教育委員会 事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 こども課職員 関係出先機関職員	1 部内職員の動員に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 4 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 5 被災児童の援護に関する事 6 保育園児の避難に関する事 7 児童福祉施設の原子力災害に関する事 8 学校給食のモニタリングに関する事 9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	文教部 教育長 (教育委員会 事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 こども課長 教育総務課職員 こども課職員 関係出先機関職員	1 部内職員の動員に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 4 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 5 被災児童の援護に関する事 6 保育園児の避難に関する事 7 児童福祉施設の原子力災害に関する事 8 学校給食のモニタリングに関する事 9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事	
	医療部 総合病院事務 局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	医療部 総合病院事務 局長	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員	1 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	
	消防部 砺波地域消防 組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員 予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員 警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員 消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員 庄東出張所員 消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 1 避難誘導に関する事	消防部 砺波地域消防 組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員 予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員 警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員 消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員 庄東出張所員 消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事 1 避難誘導に関する事	
第3章第3節 旧<P53>	第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施【 <u>広報情報班</u> ／総務班／保健班／市民生活班／農林班／学務班】 (略)	第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施【 <u>企画政策情報班</u> ／総務班／保健班／市民生活班／農林班／学務班】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正				
第3章第3節 旧<P54>	第3 指定避難所等【 <u>広報情報班</u> ／総務班／応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／保健班／市民生活班／住宅公園班／社会教育班／医療班／各施設所管課／避難所開設担当職員】 (略)	第3 指定避難所等【 <u>企画政策情報班</u> ／総務班／応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／保健班／市民生活班／住宅公園班／社会教育班／医療班／各施設所管課／避難所開設担当職員】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正				
第3章第3節 旧<P55>	3 避難者等の情報の把握【 <u>企画政策班</u> ／総務班／応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／避難所開設担当職員】 (略)	3 避難者等の情報の把握【 <u>企画政策情報班</u> ／総務班／応急物資支援班／災害救助・ボランティア支援班／避難所開設担当職員】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正				

※ 災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか、本計画の一般災害編 第3章 第3節 第4 4「災害対策本部各部・班の編成分掌事務」に定めるものとする。

※ 災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか、本計画の一般災害編 第3章 第3節 第4 4「災害対策本部各部・班の編成分掌事務」に定めるものとする。

砺波市地域防災計画新旧対照表（原子力災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第3章第7節 旧<P61>	第7節 住民等への的確な情報伝達活動 第1 住民等への情報伝達活動【 <u>広報情報班</u> 】 (略)	第7節 住民等への的確な情報伝達活動 第1 住民等への情報伝達活動【 <u>企画政策情報班</u> 】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正
第3章第7節 旧<P62>	第2 住民等からの問い合わせに対する対応【 <u>企画政策班</u> ／ <u>総務班</u> ／ <u>市民班</u> 】 (略)	第2 住民等からの問い合わせに対する対応【 <u>企画政策情報班</u> ／ <u>総務班</u> ／ <u>市民班</u> 】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正
第4章 旧<P63>	2 災害対策措置状況の記録【 <u>広報情報班</u> ／ <u>消防本部</u> 】 (略)	2 災害対策措置状況の記録【 <u>企画政策情報班</u> ／ <u>消防本部</u> 】 (略)	令和6年度 組織再編に 伴う修正